

# ご契約・ご利用について

## ■ご利用にあたっての注意事項

【提供条件等重要事項説明書】 太陽光発電所 総合メンテナンスサービスについて  
本書面は、グリーンパワーのグリプロ！太陽光発電所 総合メンテナンスサービスをご利用いただく際に注意が必要な重要事項を説明するものです。  
ご契約になる内容を十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。  
サービスの詳細等についてご不明な点がある場合、お問合せください。

## ※解約手数料をご確認ください。

### 総合メンテナンスサービス、その他各種サービスの適用日、契約開始日と契約期間

- グリーンパワーから送付された、各種サービスのご決済メールよりお客さまがご決裁を行った日から適用します。（「適用日」：ご契約締結日）
- 「グリプロ！」メンテナンスの「契約開始月日」は、ご契約締結月の翌々月1日  
例）1月1日にご決済いただいた場合 ⇒ 3月1日が契約開始月日となります。  
※実際のサービスは、監視装置（エコめがね）が設置済みの場合、初回の総合点検を終えて、監視装置のシステム登録を完了した後、サービス開始（契約開始月日前）となります。  
※サービス開始から契約開始月日までの期間のご利用料は無料提供します。
- 契約期間は、契約開始月日を基準に毎年1年間を最小契約期間として、2年、5年、10年の契約期間（プラン）を適用します。
- 「グリプロ！」を解約される場合、翌年度の契約開始月日の前日を適用します。

### サービス内容やその他情報の変更および解約手続き

- グリーンパワーお客様相談窓口へメール又は電話にて行うことができます。  
※当社ホームページにある「お問い合わせ」をクリックしてご依頼いただくか「お客様相談窓口」**0120-802-886**までご連絡ください。
- サービス内容の変更（増減）をされる場合は翌年度の契約開始月日より変更されます。  
※当年度にサービス内容を追加される場合、スポット作業よりご依頼ください。
- 住所や連絡先電話番号など、契約時にご登録いただきました内容に変更があった場合は、必ず変更の手続きをお願いいたします。住所変更のお手続きをいただかなかった場合、当社からお送りする重要なお知らせが到着しない場合があります。
- 当年度に解約を確定する場合は、適用日の2か月前までに解約手続きを行ってください。
- スポット作業の変更・キャンセルは、適用日より3日以内とします

### 解約時の返金およびご精算について

- 解約基準は、次表の通りとし、解約受付後1か月以内に清算書を発行してお知らせします。
- ご清算書で▲不足が生じた場合は、清算書記載の期限までにご精算いただきます。  
期限を超過した場合、解約保留として契約が継続する為、費用が発生いたしますので、必ず期限までにご精算ください。

## 総合メンテナンスサービスの変更・解約及びその適用日・期間について

1. 変更・解約の申入れをいただいた日（「変更・解約申込日」）を適用します。
2. 「変更・解約確定日」は、変更・解約申込日より2か月後の月末日を適用します。
3. 変更・解約の適用日は、翌年度の「契約開始月日」を適用します。
4. 解約（事務）手数料は、ご利用料とは別に掛かります。次表をご確認ください。  
※変更手数料については、無料とします。
5. 解約受付後のご利用料は、「契約開始月日」を基準に起算して、次表に記載の各項目の解約基準（費用清算基準）を適用します。
6. 解約受付後、1か月以内にご清算書を送付いたします。  
ご清算書で▲不足が生じた場合は、清算書記載の期限までにご精算ください。  
期限を超過した場合、解約保留として契約が継続する為、追加のご利用料が発生いたしますので、必ず期限までにご精算をお願いいたします。

■ 解約（事務）手数料について（円） ※契約継続年数、お支払い方法によって費用が相違します。				
費用項目	支払方法/契約継続期間	2年未満	5年未満	10年未満
解約手数料	年額前払いの方	5000	3000	2000
	月額払いの方	7000	5000	3000
■ 初期費用及びスポット作業の解約基準				
費用項目	作業項目	解約基準		
初期費用	総合点検	①適用日（契約締結日）より3日以内の場合：全額返金します。		
	WEBシステム登録	②適用日（契約締結日）より4日以降の場合：返金はありません。 ※各種手続き、資材発注等を行っている為。		
	エコめがね設置	※総合点検・スポット作業については、作業を実施して報告書を電子媒体（PDF）送付いたします。		
スポット作業	各作業（共通）			
■ メンテナンスサービス、最小単位期間以内の費用清算基準				
費用項目	作業項目	解約基準		
メンテナンスサービスご利用料	基本パック 基本パックB	①共通：ご利用料は、翌年度の「契約開始月日」までの期間を適用します。 ※解約確定日が「契約開始月日」を超えた場合、その期間の月額ご利用料をご精算いただけます。		
		②月額払いの方は、解約申入れ日の翌月から翌年度の「契約開始月日」までの期間の月額ご利用料を適用します。		
	③駆付けパックは、都度清算の為、対象外となります。			
	定期点検、除草作業、除草作業Special、発電量改善作業、年報報告補助	①点検前（作業前）	返金はありません。	
		②点検後（作業後）	ご利用料は、翌年度の「契約開始月日」までの期間を適用します。また年契約特別価格は適用外となる為、スポット作業ご利用料を基準価格として適用します。	
■ 監視装置「エコめがね」解約費用：レンタル利用の費用清算基準				
費用項目	費用項目	解約基準		
エコめがねレンタル利用解約手数料	レンタル料金	①共通：ご利用料は、翌年度の「契約開始月日」までの期間を適用します。 ※解約確定日が「契約開始月日」を超えた場合、その期間の月額ご利用料をご精算いただけます。		
		②月額払いの方は、解約申入れ日の翌月から翌年度の「契約開始月日」までの期間の月額ご利用料を適用します。		
	③最低レンタル契約期間は、「契約開始月日」より2年間とします。			④契約継続期間が2年間に満たない場合は、その期間のご利用料を適用します。また、5年・10年契約の特別価格は適用外となり、2年契約プランのご利用料を基準価格に適用します。 ※別途、レンタル機器撤去回収費用が掛かります。
	レンタル機器撤去回収費用	契約継続期間とその費用（円）		
		2年未満	5年未満	10年未満
		35000	25000	20000